

● **事業の手続き**
 ■ 申請期限 令和6年2月29日(木)まで
 ・ 右記補助対象者で収入保険加入者については別途申請受付案内します。ただし、申請期限の10日前までに案内がない場合は左記までご連絡ください。

● **事業内容**
 農業振興課園芸特産係 ☎55-11150
 ・ 収入保険、施設園芸共済
 N O S A I 宮崎 南那珂センター
 ☎21-9171

● **補助額** = 収入保険加入時の基準収入に応じて定額補助(金額は下表の通り)

基準収入額 ※1	助成単価 ※2
2千万円～	16万円以内
1千万円～2千万円未満	8万円以内
5百万円～1千万円未満	4万円以内
4百万円～5百万円未満	3万2,000円以内
3百万円～4百万円未満	2万6,000円以内
3百万円未満	2万円以内

※1 基準収入額: 令和6年1月1日時点
 ※2 補助金額が予算額を超過した場合は、予算の範囲内で助成単価を調整することがあります。

● **事業名** 農業等経営継続サポート事業(燃油・資材等価格高騰支援分)
 ● **補助対象者** 令和5年4月から令和6年2月までの間に農産物などの出荷があり、収入保険に加入(令和6年1月1日時点)している農業者

～串間市の農業者の皆さまへ～
燃油・農業用資材などの価格高騰の影響を受けた生産者を支援します!!

地域猫活動とは？

所有者のいない猫による問題の有効な解決策の1つとして、「地域猫活動」は推奨されています。餌をやらないことは問題の解決にはなりません。住みやすい生活環境をつくるためには、飼い主のいない猫による被害を地域全体の共通課題として捉

え、お互いが歩みよることが重要です。自治会などで「地域猫活動」に取り組む際には、行政も助言や支援を行います。最寄りの保健所あるいは宮崎県動物愛護センターまでご相談ください。

1 不妊去勢手術

子猫が生まれなくなるので、増えなくなります



2 正しい餌やり

お腹を空かせてゴミをあさることが少なくなります



3 トイレの設置

トイレの場所を決めることで、庭などの被害が少なくなります



不妊去勢手術の徹底、正しい猫のお世話により、一代限りの命を全うさせてあげること、地域から時間をかけて猫による問題をなくす活動です。

飼い主のいない猫に関わる人の気持ちはさまざまです

迷惑に思っている人
 いなくなしてほしい



助けてあげたい人
 かわいそう

でも… 餌をあげるだけでは、猫が増えて環境被害が悪化します

でも… むやみに殺したり傷つけたりすることは犯罪です



猫を増やしたくない
共通



解決するために、地域で話し合ってみませんか？

問 日南保健所 ☎23-3141 / 宮崎県動物愛護センター ☎0985-84-2600

【開催日時など】

日にち	開催日時		定員	申し込み締め切り日	開催場所
	時間	名称など			
7月28日(金)	午後1時15分～	インボイス制度説明会	15名	7月27日(木) 午後5時まで	日南税務署 2階会議室 (日南市上平野町1丁目8番地4号)
	午後3時15分	登録要否相談会※3			
8月7日(月)	午後1時15分～	インボイス制度説明会	15名	8月4日(金) 午後5時まで	
	午後3時15分	登録要否相談会※3			

※1 事前予約制になります。申し込み締め切り日までに電話で申し込みをお願いします。
 ※2 会場へお越しの際は、なるべく公共機関をご利用ください。
 ※3 「登録要否相談会」に参加される場合は、インボイス特設サイトに掲載してある「ご自身の事業状況について」を事前に記載の上、当日ご持参いただければスムーズに相談を行うことができます。
 ※4 登録申請を希望する参加者の方に、会場内で手続きのサポートを行います(e-Taxで申請する場合はスマートフォンおよびマイナンバーカードが必要です)。
 ※5 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催としており、今後、新型コロナウイルス感染症の状況などによって開催が中止となる場合もあります。

消費税のインボイス制度などの説明会・登録申請相談会に関するお知らせ

令和5年10月から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。事業者の方がインボイス制度への理解を深めていただいた上で、事業に応じた対応や準備を進めていただけるよう説明会などを開催します。

▼適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは…

消費税の申告において、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売り手である登録事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要となる制度です。
 なお、詳しい情報は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください(左の二次元コードから特設サイトをご覧ください)。

▼「インボイス制度特設サイト」



▼登録はパソコン・スマートフォンから!



また、インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、専用ダイヤル(☎0120-205-553)で受け付けております。
 問 日南税務署 ☎22-3671 (音声案内で「2」を選択)

市役所や各支所でマイナンバーカードの申請ができます!

マイナンバーカードの申請を市役所および各支所の窓口で行うことができます。

● **受付時間** 午前8時半～午後5時15分
 ※市役所本庁のみ第2・4日曜日は、マイナンバー関係のみ窓口開庁を行います。

※市役所本庁のみ毎週木曜日は、午後7時まで窓口を延長しております(祝日を除く)。
 ※写真撮影を行います。
 ● **コンビニで各種証明書が取得できます!**
 マイナンバーカードを使用し、コンビニのコピー機で証明書が発行できます。
 △平日午前9時～午後5時15分

■ **住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書**
 ▷毎日午前6時半～午後11時
 ※串間市に住居がない方で、本籍が串間市にある方が戸籍謄本などを発行する場合は、初回のみコンビニのコピー機より事前審査が必要となります。

● **スマートフォンからマイナンバーカードの申請ができます!**
 申請書の紛失、記載してある住所や氏名に変更がある場合は、申請書の再



ご自身に届いた申請書のこの二次元コードを読み取ってください。

発行が必要です。
 令和2年5月25日以降、通知カードの発行は行っておりません。代わりに届いた個人番号カード交付申請書でもカードの申請が可能です。
 ● **事業所訪問にてマイナンバーカードの出張申請を受け付けします!**
 勤務先に市役所職員が伺い、従業員さんの写真撮影から申請までお手伝いします。
 カード完成後は勤務先までお届けします(本人確認が必要です)。お電話もしくは二次元コードよりお申し込みください。
 ※事業所訪問のお申し込みは、本庁市民生活課のみ受け付けを行っております。
 問 串間市役所
 ● 市民生活課 ☎72-11111
 ● 大東支所 ☎71-2011
 ● 本城支所 ☎71-3011
 ● 都井支所 ☎71-4011
 ● 市木支所 ☎71-5011

